

別表第1（第6条第1項関係）

交付金算定事業	交付金算定事業区分	交付事業者	事業実施主体	交付金算定対象事業費（注1）	交付金算定対象事業費限度額	交付金額
1 観光拠点整備事業		市町村等	市町村等 又は市町村等の長が補助を行う団体（注2）	1 体験・滞在型の観光の推進に必要な施設、設備等の経費 2 既存の観光資源の磨き上げに係る経費 3 1及び2に掲げるもののほか、新たな観光資源の創出等観光客の増加が図られる取組に係る経費（注4）	1 交付金算定事業当たり6億円（ただし、（注8）に定める要件を満たした場合は、1交付金算定事業当たり12億円とする。）	<p>ア 過疎対策事業債等の起債を活用する場合 交付金算定対象事業費（交付の要件を満たした事業費をいう。以下同じ。）のうち、次の①から③までの部分に応じて算定した額の合計額（ただし、次のイに該当する場合を除く）以内</p> <p>① 過疎対策事業債を充当した部分 当該部分に18.0%を乗じて得た額</p> <p>② 辺地対策事業債を充当した部分 当該部分に12.0%を乗じて得た額</p> <p>③ ①及び②以外の部分 当該部分に43.8%を乗じて得た額</p> <p>イ 地方創生拠点整備交付金又は地方創生推進交付金を活用する場合 交付金算定対象事業費に6分の1を乗じて得た額以内</p>
2 観光資源磨き上げ事業				1 交付金算定事業当たり1億円		
3 観光資源創出支援事業				観光客の増加が図られる取組の立ち上げ段階若しくは試行段階にある取組に係る経費（注4）	1 市町村等当たり20万円以上400万円以下	
4 広域観光圏二次交通対策支援事業				観光地の周遊性を高めるために必要な二次交通の運行支援に係る経費	1 交付金算定事業当たり1,200万円	

5 自然体験型観光資源強化事業	(1) 自然景観等観光基盤整備事業	市町村	市町村又は市町村の長が補助を行う団体 (注3)	自然景観を活用した観光基盤の整備に係る経費 (注5)	1 交付金算定事業当たり 1 億円 (ただし、(注7)に定める要件を満たした場合は、1 交付金算定事業当たり 6 億円とする。)
				周遊促進のための取組に係る経費 (観光クラスター形成) (自然景観を活用した観光基盤の整備に付帯したメニュー)	1 クラスター当たり 3,000 万円 (ただし、ハード整備に関する経費は 1,500 万円を上限とする。)
	(2) 体験型観光資源強化事業			1 体験・滞在型観光に向けた旅行商品に必要な施設、設備等の経費 2 既存の観光資源の磨き上げに係る経費 3 1 及び 2 に掲げるもののほか、新たな観光資源の創出等観光客の増加が図られる取組に係る経費 (注6)	1 交付金算定事業当たり 1 億円 (ただし、(注7)に定める要件を満たした場合は、1 交付金算定事業当たり 6 億円、(注8)に定める要件を満たした場合は、1 交付金算定事業当たり 12 億円とする。) うち、ソフト事業については 1 交付金算定事業当たり 20 万円以上
(3) 基本構想等作成支援事業			自然景観を活用した観光基盤整備及び体験・滞在型施設の新設・改修に関する専門的知見を踏まえた基本構想の作成 (基本設計は除く。) 又はアドバイザーの活用に係る経費	1 交付金算定事業当たり 750 万円	

(注1) 交付金額の算定対象とならない事業費は、次に掲げる事業費とする。

- 1 用地の取得及び整地に要する事業費（キャンプ場整備に係る用地の整地に要する事業費を除く。）
- 2 既存の施設、設備等の撤去及び処分要する事業費（改修に伴い発生する撤去に要する事業費を除く。）
- 3 職員の人件費に要する事業費（交付金算定事業（ソフト事業に限る。）の遂行に必要な業務を補助するために臨時的に雇い入れる者の賃金等を除く。）
- 4 既存施設の改修費で単なる維持修繕を目的とする事業費
- 5 商品の製造に供する原材料費、人件費等に要する事業費（交付金算定事業（ソフト事業に限る。）の遂行に必要な商品の開発、試作品の製造及び市場調査に必要となる事業費を除く。）
- 6 商品券等の金券類の発行又は割引キャンペーン類の割引原資に要する事業費
- 7 公課費等その他交付することが適当であると認められない事業費
- 8 トイレ整備及び既存施設に設置されているトイレの改修並びにWi-Fi整備に係る事業費（交付金算定事業1に該当する場合において整備される施設と一体であるもの、交付金算定事業2の対象となる事業で、体験型又は滞在型の観光を推進するために必要な施設等の整備を主たる目的とする事業において一体的に改修及び新設する場合又は交付金算定事業5の（1）若しくは（2）で整備する場合を除く。）
- 9 交付金算定事業4において、イベント等一時的な催事に係る運行を目的とする事業費
- 10 1から9までに掲げるもののほか、知事が認める事業費
- 11 1から10までに掲げる事業費を対象経費とした間接補助事業に係る事業費

(注2) 交付金算定事業2及び3の事業実施主体には、市町村等の長が補助を行う個人事業者を含む。

(注3) 交付金算定事業5の（2）の事業実施主体には、市町村の長が補助を行う個人事業者を含む。

(注4) 交付金算定事業5の対象となる事業を除く。

(注5) 事業実施に伴う必須要件は次のとおりとする。

- (1) 観光クラスター整備計画の作成
- (2) プロモーション計画の作成
- (3) 多言語対応の取組
- (4) アドバイザーの活用

(注6) 事業実施に伴う必須要件は次のとおりとする（ただし、研修等のソフト事業又は1物品当たり50万円未満の備品整備を行うものである場合についてはこの限りでない。）。

- (1) 新たに経済効果を生み出す事業戦略の作成（事業間連携等を含む。）。
- (2) 多言語対応の取組

(注7) 交付金算定事業5の(1)の交付金算定対象事業費限度額に定める要件及び交付金算定事業5の(2)の交付金算定対象事業費限度額を6億円と定める要件とは、広域ブロックにおいて、おおむね1位又は2位の誘客が見込まれることとする。

(注8) 交付金算定事業1の交付金算定対象事業費限度額に定める要件及び交付金算定事業5の(2)の交付金算定対象事業費限度額を12億円と定める要件は次の各号に掲げるものの全てを満たしたものとする。

- (1) 当該観光拠点施設において5万人以上の集客が見込まれること
- (2) 当該事業費が交付事業者の標準財政規模（交付事業者が一部事務組合及び広域連合の場合は、構成団体の標準財政規模の平均値）の10パーセントを超えるものであること

(注9) 交付金算定事業1に該当する場合において、平成29年度以前に高知県観光拠点等整備事業費補助金を活用して実施した同補助金要綱第3条第1号に規定する事業に関連する事業を引き続き平成30年度に実施する場合は、交付金額の「① 過疎対策事業債を充当した部分 当該部分に18.0%を乗じて得た額」を「① 過疎対策事業債を充当した部分 当該部分に25.5%を乗じて得た額」に、「③ ①及び②以外の部分 当該部分に43.8%を乗じて得た額」を「③ ①及び②以外の部分 当該部分に62.05%を乗じて得た額」に読み替えて適用する。

別表第2（第7条第2項、第9条第2項関係）

1 実施主体が市町村等の場合

	提出書類	注意事項
1	事業計画書	<p>(1) 事業の実施スケジュール等の資料を適宜、添えてください。</p> <p>(2) 観光拠点整備事業、観光資源磨き上げ事業、広域観光圏二次交通対策支援事業及び自然体験型観光資源強化事業の場合は、事業計画書（参考様式1）を添えてください。また、観光資源創出支援事業又は自然体験型観光資源強化事業のうち(2)体験型観光資源強化事業であって、研修等のソフト事業又は1物品当たり50万円未満の備品整備を行うものである場合は同様式のI事業計画について記載のうえ添えてください。</p>
2	事業の進捗状況表	事業実施年度の前年度までに当該交付金を受けて事業を実施した場合は、作成が必要です。
3	経費積算明細書	経費の見積書、購入する備品等のカタログ、設計書又は見積書、工事の図面等の写しを添えてください。
4	1から3までのほか、知事が必要があると認める資料	<p>(1) 工事を伴う場合は、工事の概要が分かる資料のほか、位置図、平面図、土地登記簿謄本の写し（全部事項証明書、改築等の場合は、建物登記簿謄本を含む。発行後3月以内のもの。）、貸借契約書等の写し（土地等を貸借する場合）を提出してください。</p> <p>(2) 市町村等が交付金算定事業として整備する施設等を他の者が利用する場合は、その者についての概要を提出してください。</p> <p>(3) 広域観光圏二次交通対策支援事業を、市町村等が委託して行う場合は、委託先における旅行業登録を証する書類の写しを添付してください。</p>

2 事業実施主体が団体の場合

（1に加えて次の資料を添付）

	提出書類	注意事項
1	事業実施主体の概要	事業実施主体が複数ある場合は、事業実施主体ごとに作成してください。
2	事業実施主体の定款又は寄附行為	法人以外の団体が事業実施主体となる場合は、団体の規約又は会則及び会員名簿を提出してください。
3	<p>県税事務所で発行する全税目の納税証明書</p> <p>（滞納がないことを証するもの）</p> <p>※原本</p>	<p>法人又は地方税法第12条に規定する人格のない社団等が事業実施主体となる場合は、提出が必要です（発行後3月以内のもの）。</p> <p>また、納税義務がない場合はその旨を記載した申立書（任意様式）を提出してください。</p>
4	<p>法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）</p> <p>※原本</p>	法人が事業実施主体となる場合は、提出が必要です（発行後3月以内のもの）。

3 注意事項

書類は、各 1 部を提出してください。

別表第3（第10条、第11条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等とその業務に従事させ、又はその業務の交付者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。